

WTOと人権

序論

佐 分 晴 夫

はじめに

- 一 WTOと人権に関する論争
- 二 国連人権委員会における人権と貿易に関する報告
- 三 WTOと人権に関する諸問題

はじめに

一九九五年のWTO発足は、経済のグローバル化の結果であり、またその後のグローバル化を推進するものであつた。WTOはまさに、グローバル化時代の寵児としてその発展が期待された。しかし、シアトルでの閣僚会議の失敗以来、南北問題や、労働問題、環境問題などが「障害」となり、交渉は明るい見通しを示していない。筆者はすでにドーハ閣僚会議の課題について簡単に分析しているので、WTOが現在抱えている問題を別の角度から、⁽¹⁾

すなわち人権問題の視覚から分析してみたいと思う。ここで人権の視覚を提示するのは、WTOが抱えている「非貿易関心事項」と呼ばれる問題⁽²⁾の多くが人権問題として捉えうるからであり、「貿易と人権」の問題を分析すれば、「レジーム論」、「グローバル・ガバナンス論」、「国際法の断片化現象論」を検討することができると言えるからである。⁽³⁾ もっとも、久しく人権問題を扱つたことがない筆者にとってこの作業は簡単ではないので、ここで分析の準備作業にとどまらざるを得ない。

— WTOと人権に関する論争

(1) ピータースマンによる議論

ピータースマンは、著名なWTO研究者であり、一九九〇年代以降、実に多くの論文を書き、国際経済法と人権の問題を論じてきた。その議論は論文により重点が異なり、論点も多岐に及ぶが、必ずしも多くの学者の注目するところはなっていない。しかし、ここであげて彼の議論を取り上げるのは、上記諸問題を検討する素材を提供してくれるからである。ピータースマンでは比較的最近の論文であり、かつ、国際人権法学者として有名なオルストンとの論争の素材となつた、*European Journal of International Law* の論文 (*Time for a United Nations 'Global Compact' for Integrating Human Rights into the Law of Worldwide Organizations: Lessons from European Integration*) を取り上げる⁽⁴⁾とする。

この論文で彼はまず、国連憲章および一九四八年の世界人権宣言における人権保護義務は、一九四四年のブレトン・ウッズ諸協定、一九四七年のGATTおよび一九四八年の国際貿易機構設立のためのハavana憲章と同じ時期に

交渉されたものであり、これらすべての協定は、規則に基づいた国際秩序と「専門機関」⁽⁵⁾による自由、無差別、法の支配、社会福祉、およびその他の人権価値の保護を目的としていた、とする。しかし、ILO、UNESCOやWHOといったわずかな例外を除いて、大部分の世界規模の組織（世界的組織）の法に人権は有効に組み込まれなかつたとし、彼は国際的な機能主義から立憲主義への転換を提案するのである。そして彼は、今日、多くの国において必然的でない貧困ならびに健康および食糧の問題が蔓延しているのは立法、行政手続、司法的救済ならびに国内的および国際的人権組織による支援が不足しているからだとし、グローバル化の進行が国際問題と国内問題とを不可分のものとしているので、ヨーロッパ司法裁判所がEC法をヨーロッパ人権条約と整合的に解釈することを促進したように、世界的組織の法は普遍的に承認された人権法と整合的に解釈されなければならないと述べる。市民的、政治的、経済的、社会的および文化的人権の必要なバランスが国ごとに異なるので、各国政府は国際的規則と国内規則との抵触を避けるために世界的組織に人権条項を挿入することに消極的であるが、ECの場合のように、専門機関の法が普遍的に認められた人権と整合的となるように解釈および漸進的発達を図ることを国際裁判所（たとえば、WTOの上級委員会）や人権機関（たとえば、社会権規約委員会）が主導するべきだと述べる。⁽⁶⁾

このことを彼は、人権が国際組織の実効性ならびに民主的正当性と自治を高めるとして正当化するのだが、直ちにその逆の関係を指摘し、それらの相互関係を強調する。つまり、市場統合が人権保護を促進しうるとし、次のように述べる。個人の自己開発や人権の享受は散乱した情報や経済的資源の利用を必要とするが、それらは自由な市民の分業および自由な貿易により最も効果的にかつ最も民主的に供給される。この自由な貿易は、経済的福祉、選択の自由および、市民の需要と供給による国境を越えた不足品、サービス、情報の自由な流通を促進する。したがって、人権法学者は人権問題の経済的側面を無視する理由はないし、経済法学者も経済法の人権的側面を無視するべ

きではない。また、対外政策立案者や経済学者も経済開発は純粹に数量的条件で定義するべきであるとか人権は保護主義者の口実として乱用されうるので考慮しすぎるべきではないといった一方的な見解を考え直すべきである、と述べる。しかし、彼にとつて重要なのは、市場統合が法的、政治的統合を促進し、その結果、人権保護をも促進するということであり、「このことがEUを例にして述べられるのである。さらに、「市民を国際法の主体として認めることが国際的憲法の登場を促進する」という重要な命題がEUを例にして述べられる。⁽⁷⁾

次に彼は人権の中核について以下のように述べる。人権は国内法により法的に具体化され、相互にバランスをとつて、実施されなければならず、国内法は国により多様であるが、しかし、その奪うことのできない中核は国内的、国際的法実践により認められたものとして、政府により「与えられる」というよりは「認められている」とし、国際司法裁判所も人権は個人の権利であるのみならず普遍的に認められた人権は条約法と一般国際法に基づく政府の対世的な義務であることを認めたと指摘する。そして彼は具体的に、子供の権利条約のような人権条約の普遍的な批准や世界人権宣言に規定された「人類社会のすべての構成員の（ここではなぜか、「固有の尊厳」が落ちている）平等のかつ奪い得ない権利」のそれらの条約による普遍的承認は、人権の奪うことのできない中核の対世的性格についての世界規模の法的確信を反映しているのだとし、法的実践は、公の緊急事態においても集団殺害、奴隸制、アパルトヘイトのみならず他の人権の中核をも守らなければならないことを示しており、冷戦の終焉以来これらは強行規範の性格を持つ対世的義務となつたと主張し、（通貨の安定、貿易の自由化、健康の保護といった）専門機関の政策目標は自由、財産権、無差別および国境を越える他の人権的諸価値を保護するものとして理解できる、とする。ここでは、「他の人権」の中核としての性格については論証がなく、自由、財産権、無差別などがその内容とされている。そして彼は、人権の必須の中核の奪うことのできない性質の普遍的承認は、政府によるまたは

政府間による恣意的で他の人権保護に必要ではない制限に対し、それらの奪うことのできない中核が法的に優位することを認める意味すると述べ、自由と無差別に対する制限の明確な必要性の要件は、（国内憲法や人権条約のみならずGATT二〇条のような世界的規模または地域的な貿易協定のセーフガード的条項にも見出されなければならず）世界人権宣言における政府の義務と調和的に解釈されなければならないと述べるのである。これにより、経済的諸権利は彼が言う「強行規範」としての地位を獲得することになり、その制限がきわめて厳格に規制されることになるのである。彼はさらに、IMFやWTOの協定のような経済自由化協定を含むすべての国際的規則は、人間の尊厳と奪うことのできない人権を保護することから民主的正統性を引き出しているのだ、と続けるのである。^(B)

次に彼は人権の司法的保護について述べる。「発展の権利」に関するさまざまの国連の宣言は、国際組織の政策に人権を組み入れ、それらの活動に個人や市民社会の組織の参加を促進することを要求している。しかし、国連のようないくつかの政府間組織やWTO、ILOのような生産者に主導された組織では人権や民主的規則制定手続の強化というトッピング・ダウンの改革はなかなか進まない。なぜなら、多くの外交官や（ILOにおける労働者代表を含む）影響力のある生産者は専門機関における彼らの権限と特権を制限することを回避しようとして、市民を国際法の単なる客体とし政府間組織から排除する伝統的国際法アプローチを続けることから利益を得ようとするからだと述べる。しかし、（ブレトン・ウッズ協定やILO憲章、GATT/WTO協定による保障のよう）自由、無差別、法の支配、政策決定の透明性、社会的セーフガード措置および互恵的分業による富創造の国際的保障は、国内および海外の人権価値の法的保護のための「立憲的機能」に役立つと考えられるし、人権は立憲的保護と司法的救済なくしては実効的になり得ないというカントの洞察をヨーロッパの統合が肯定しているとして、基本的人権は共同体法の

一般原則に含まれており裁判所により保護される、というヨーロッパ司法裁判所の言葉を援用し、WTOの紛争処理手続きも、加盟国が認めた法の一般原則やWTO法の文脈の一部として、普遍的に認められた人権に照らしてWTO規則を解釈するべきではないかとという問題提起をする。⁽⁹⁾

統いて彼は、国連の人権法は経済的自由や福祉を増進する競争の立憲的保護に欠けているとて、独自の人権論を開発する。彼はまず、大部分の人は大半の時間を生存と発展に必要な経済活動に費やすとし、同じように、国際貿易と投資はそれ自体決して目的ではなく、自由権と財産権の行使を含む自由に合意した互恵的行為による個人と社会の福祉を増進する手段であると指摘する。そして、そうであっても、経済は個人の発展と市民の人権にとって政治組織体よりも重要でないわけではないが、人権と経済的福祉の相互関係は人権理論から無視されてきたと述べる。彼がそのように感じるのはその人権観による。つまり、彼は国連の人権文書について、次のように評価する。

一九四八年の世界人権宣言は市民的、政治的、経済的および社会的人権を一つの法的文書に統合し、人権は普遍的で、不可分でかつ相互依存的で相互に関係しているという人権の現代的認識に基づきおいていると積極的に評価する。これに対し、一九六六年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は経済的自由、所有権、競争の無差別条件および法の支配という私的投資ならびに物品、サービスおよび雇用機会の有効な供給により消費者の要求を満足させるような福祉を増進する分業に必要なものを保護していない、と批判するのである。⁽¹⁰⁾

彼は次に、「グローバルな経済が人権に役立つ」ようにするために、人権文化をいかにして世界規模の分業に埋め込むか、という問題を提起する。彼は、歴史と憲法理論が、自由、民主主義、福祉を増進する市場競争および社会正義は自然の贈り物ではなく国内レベルだけではなく国際レベルでの「立憲的課題」であることを示していくと述べる。ここでは、それらを証明する歴史と憲法理論についての具体的言及はない。彼は、以前の新国際経済秩序の

ための国連の勧告には反市場的偏見があつたのに対し、「グローバル化と人権の完全な享受に対するその影響」と題する最近の国連事務総長報告は、人権、市場競争およびグローバル化を調和させようとするバランスの取れた試みが特徴となつてゐる評価する。すべての世界的組織がその統治権力の共同行使において、人権、法の支配、民主主義および良き統治を尊重することを約束する「グローバル・コンパクト」のための国連のイニシアティブは、国連制度の全体の一貫性と民主的正統性を促進しうる、と彼は展望するのである。しかし現実には、多くの世界規模の専門機関はその活動分野で人権を保護するための特別の規則、手続および制度を持つてゐないために、(たとえば、通貨の安定が実質所得や現金による財産権の価値の保護のための前提条件であるような) 経済政策目標の人権機能が専門機関において不当に無視される傾向があると指摘するのである。⁽¹¹⁾

次に彼はWTOについて検討する。大部分の人権条約と違つて、WTOは自由、無差別および法の支配を大部分の国の国内憲法よりもはるかに保障していると述べる。国内憲法は自國市民の経済的自由を制限し、何世紀もの間、外国の產品、サービス、外国投資および外国の消費者を差別してきた、というのが彼の認識である。この認識はWTO協定の解釈に影響を与えることになるのである。彼によれば、人権の普遍的承認は、WTOにおける多くの公共の利益に関する条項を人権の要請と整合的に解釈することを必要とする。つまり、この自由と無差別は他の人権保護に必要な限りでのみ制限されうことになるのである。さらに、世界的組織の規則制定過程の民主化が必要だとして彼は、国内的および国際的な規則制定において人権との適切な調和の実現は、透明性のある民主的議論とすべての関係する利害関係者が十分に代表されているか否かにかかつてゐるとする。そして、WTOを含む国連の専門機関における秘密で生産者に主導された規則制定過程および基準制定作業は、政府権限行使における民主的参加や平等な人権を最大化する決定過程の透明性（の保証）という人権と相容れないと述べる。生産者の利益が一

方的に反映する貿易政策決定過程をとりわけ消費者の利益や他の利益が反映するようにするために、市民やNGOのよりバランスの取れた方法での参加が考えられる、と指摘する。さらに彼は、今日では政府と経済学者のあいだに、市場競争は「市場の失敗」に導きうることについて広範な合意があるとし、この失敗は国内の競争規則および社会的規則を必要とするとして述べる。保護主義者の経済的および規制的権限の行使の広範な乱用に対抗するために、政府が国内の競争政策を調整し、国内の保護主義者の圧力を克服するのを助ける国際的競争規則をWTOに導入することが必要だと指摘する。ここでは、「市場の失敗」として、独占の登場がイメージされているので、それに対応するためには競争制限を規制すれば良いことになるのである。⁽¹²⁾

最後に彼は、立憲主義は国によつて異なるが立憲主義的民主主義は次の6つの相互に関連する中核の原則を認める傾向にあるとし、(1)法の支配、(2)抑制と均衡による政府権力の制限と分割、(3)民主的自治、(4)人権、(5)社会的正義、(6)次のような世界の歴史的経験、すなわち、国際法が国際的「公共物」を集団的に提供し、外交権限の乱用を相互に国際法により抑制するのでなければ、人権と「民主的平和」は実効的に存続し得ないこと、を掲げる。そして、国内憲法と人権は、国境を越える政治とともに経済における人権を保護する国際憲法 (international constitutional law) によって補足されなければ、個人の自己開発と民主的自治という目的を達成することができない、と指摘し、国内的人権保障と国際的人権保障の相互関連を強調する。そのうえで、国内の市民権とECの市民権が補い合うように、市民は国際法および国際組織において法主体として認められるべきだとする。さらに彼は、国連が人権を保障したり、WTOが自由貿易や財産権を保障するように、自由、無差別および法の支配の国際的保障は、WTO加盟国の国内憲法秩序の一部とみなして、国境を越えて人権を保障するために国内裁判所で保護されなければならないと述べる。⁽¹³⁾これらにより、WTOの紛争解決手続において個人が当事者となるべきことおよび、国内裁判所にお

いてWTO諸協定が直接適用されるべきことが主張されることになるのである。

(2) ピータースマンへの批判

(A) ハウズによる批判

ハウズは上記ピータースマンの論文が掲載された雑誌で次のように彼を批判する。⁽⁴⁾ ハウズは、人権と多国間貿易レジームとの関係はいまや流行の課題であり、ピータースマンはその第一人者であるが、人権と市場の自由との関係は彼が言うほど単純ではないと述べて、議論を進める。ソビエト・ブロックにおける共産主義の失敗と第三世界におけるネオ・マルクス主義開発モデルの失敗後は、人権の完全な実現と市場の自由に対する無情な抑圧とは矛盾するという。ピータースマンの考えに反対するものはほとんどないが、アメリカ自由貿易協定計画やヨーロッパの経験によれば必ずしもそうはいえないと指摘する。つまり、市場の自由や自由貿易と人権との関係は、ほとんどの場合に複雑で、「共同性」についての一般的な文脈で考えても、経済的統合から人権に基づく立憲主義への直線的な、または目的論的な発展の文脈で考えても良く把握できないと述べる。続いて彼は、ピータースマンが「立憲的」という用語を用いた部分を書き出し、彼の用語法が多様なために国際法の立憲化という言葉で何を言おうとしているか判断することが困難だと指摘する。⁽⁵⁾

次に彼は問題の核心をつく。ピータースマンはWTOの司法的制度としての正当性を彼が言うところの「市場の自由」の「基本権」への転換に依拠させているが、彼も知るとおり、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約では所有権も契約の自由も人権とは認められていない。ピータースマンがこの事実を「反市場主義的偏見」だ

とするが、これは、これらの人権が国際レベルで基本的人権として認められるべきだという論点先取の議論となる。ピータースマンは市場の「乱用」を修正するためのグローバルなレベルでの「社会的規則」や他の人権にも言及するが、所有権や契約（の自由）という「基本的権利」を限界付ける国際レベルでの社会的干渉を正当化することにより市場の限界に対し、より民主的に政府が対応するための根拠はまったく用意しないと彼は指摘し、要するにピータースマンによれば、社会的および他の積極的人権は市場の自由の「必然的な」限界を政府が示すことができる限りで追求できるのであり、彼は明らかに権利にヒエラルキーを設けているとハウズは指摘する。そのヒエラルキーがなぜその逆ではないかという疑問をぶつけ、彼は、ピータースマンのような自由貿易主義者のイデオロギーでは貿易制限は市場の失敗を正したり公共物を供給するにはほとんど効果がないと考えるので、貿易自由化の規則を経済的人権とみなすと、社会的その他の人権義務履行のために貿易制限的に市場に介入することに極めて懷疑的になると指摘するのである。ピータースマンのようにWTO／GATT上の義務とその例外を人権の用語で議論することは、国家がとりわけ経済的、社会的および文化的権利に注目する良い方法だと考える人権関係者もあるが、それは危険であると彼は主張するのである。彼は、WTO内に人権に対する感受性を確立しようというピータースマンの計画は支持されるべきであろうが、問題はどのような種類の人権に対する感受性かであり、異なった人権法に関する組織や異なる権利の「統合」に関するピータースマンの言及は、市場の自由を基本的人権として強調することがひとつ特殊な種類の人権に対する感受性であることをあいまいにするとして批判するのである。さらに彼は、ピータースマンの主張するWTOへの民主的参加の拡大について検討し、それが国会議員やNGOによる諮問委員会の設置に焦点を当てているが、各国内で情報提供と意見聴取を行う方が現実的だと主張するのである。^(脚)

(B) オルストンによる批判

オルストンは、同じ雑誌の次の号でピータースマン批判を展開する。⁽¹⁷⁾ オルストンはまず、ピータースマンの一連の著作について、彼（ピータースマン）は一貫して人権論を引き合いに出すが、彼のアプローチは良くても国際人権法（とWTO）を調和させることができず、悪くすれば（国際人権法を）根本的にひっくり返すであろう、と指摘し、彼の著作を検討する理由として次の5つを挙げる。(i) 彼は国際取引法の法律家として長らく有名であり、その考えが強い影響力を持つている。(ii) 今回おもに反論の対象とする論文は単独の（人権法に対する）攻撃ではなく、十年以上にわたって繰り返し表明されてきた彼の見解の要約である。(iii) 最近では貿易と人権についての文献が急に増えているのに、彼の頻繁に繰り返される著作への反論がほとんどなく、主流からは無視されている。しかし、このことは貿易と人権の関連の複雑さをよく理解しない者に、彼の考えが受け容れられているという誤解を与える。(iv) 彼は、数少ない彼の批判者と論争することに消極的である。(v) 人権と貿易の関係は二一世紀の初めに国際法学者が直面している中心問題であり、これら二つを結合しようという提案——その大部分は共生させようというものが——は慎重な検討を必要とするから。WTOの「立憲化」(Constitutionalization)を要求する多くの著者がおり、彼らは人権をその権限内に含めることにより、WTOには民主性に欠陥があるという批判を乗り越える助けにしようと考えている。ピータースマンの論文はこれらの多様な提案をシステムティックに評価させようとして、WTOの「立憲化」という提案により主要な論点のうちの一部のものを前面に打ち出している。⁽¹⁸⁾

次にオルストンは、ピータースマンの方法的欠陥について次のように整理する。(i) ハウズが「彼の提案の多くに反対することは困難である。それはおもに『高度に抽象化されているから』」というとき、彼の主要な欠陥に焦点が当たられている。」このことは「立憲主義」という彼の著作に登場する概念によく表されている。ハウズが、「立憲主

義」は明確に定義されていないと指摘したとおり、彼は、ある問題である論文を援用し、次の論点ではまた別のものを援用するということをし、どれも詳しく検討していない。(ii)彼は、まったく異なる法的レジームを融合させて分析し、ひとつの一貫した物の部分であるように見せる。(iii)他の二つと関連しているが、彼のグランド・シエーマに合うように出来事を選択的に見ていくある種の歴史修正主義である。⁽¹⁹⁾

オルストンは、ピータースマンの論文は次の六つの部分に要約できるとする。(i)人権はヨーロッパ統合の重要な動機を構成している。(ii)人権と市場の自由は効果において一つの同じものである。(iii)「経済的自由権」を含む人権は拘束力ある国際法の一部である。(iv)EUモデルを基礎とするまたは基礎とするべきで、特に「市民優先の」世界的規模の統合法が存在する。(v)WTOは他の国際的な制度取極より人権を実効的に保護しうる。(vi)WTOとIMFが人権を促進するようにする国連のグローバル・コンパクトは進めるべき最良の方法である。オルストンはこれらの点に一つずつ批判を加える。

(i)人権はヨーロッパ統合の重要な動機を構成しているかについてオルストンは、この考えは歴史的に誤りであり、一九五七年のローマ条約は人権について言及しておらず、そのことはそれ以前に提案され、失敗したヨーロッパ政治共同体の戦略を避けるためであり、このヨーロッパ政治共同体はヨーロッパ人権条約と統合されるはずであつた、と指摘する。ヨーロッパ司法裁判所の管轄権に基本権という形で人権が取り込まれるのは財産権ならびに取引および職業の自由といった狭い範囲の権利についてであり、人権のバランスの取れた概念ではない。また、人権は少なくとも最初はヨーロッパのグランド・ビジョンのゆえに導入されたのではなく、加盟国の国内法秩序に対する脅威と見られてきた共同体の組織の努力により導入されてきた。また、共同体はヨーロッパ人権条約に入ることを拒否している。ピータースマンは貿易規則と競争規則は人権保護のために相互補完的だと言うがその反対である。

るし、国際人権法の枠内で経済的権利として認められていない非常に狭い範囲の経済的自由が主に重要なだと思われている。EUは現在でも人権のための適切な役割を確定するためには努力しており、人権や人権論の拡大に反対し、EUの中核的目的は平和と富と諸国民の連合であるべきだという有力な議論がある。またピータースマンは、EUによる人権と経済的自由の補完的アプローチを「EU統合法」そのものの枠内での調和に帰するが、この分析ではヨーロッパ人権条約とその実施制度の役割を分析する余地がない。しかし、ヨーロッパ人権条約こそ、その実施のために設置された人権委員会および裁判所とともに、EUやヨーロッパ司法裁判所より、人権をヨーロッパ統合の中心的因素とすることを保障するのである。⁽²⁴⁾

(ii) 人権と市場の自由は効果において一つの同じものであるか否かについて検討するのにオルストンはまず、ピータースマンの人権に関する諸概念が曖昧であることを指摘し、(a)ヨーロッパ司法裁判所はどのようにして貿易の自由を人権と認識したか、(b)物品の移動の自由や競争の自由の原則を適用するに当たってヨーロッパ司法裁判所は本当に人権アプローチを取ったか、(c)WTOはいかにして人権と類似の自由と無差別を保障するのか、(d)社会権はピータースマンの人権の定義の一部か、という問題を提起する。(a)については、ピアーズの分析を借りて、ヨーロッパ司法裁判所は一つのケースで貿易の自由に言及したことがあるが、全体の文脈では唐突で、その後裁判所は繰り返していないとする。(b)については、ピータースマンが人の移動の自由を戦略的に省いていると皮肉を述べた後、ヨーロッパ司法裁判所がそれを基本的自由としているか、また、それらが人権の地位を獲得したかを検討する。そして、裁判所がそれらの原則を完全な人権として扱うのなら、他の伝統的人権との優劣関係が問題となるが、問題となつたのは大部分が広告制限に関連する商業上の表現の自由のような競合する商業的諸権利についてである、とする。(c)についてオルストンは、WTOの権利は人権のように個人に与えられるものではないとし、WTOでは個

人は権利の保有者ではなく客体とみなされ、特定の目的のための経済組織として権限が与えられるのであり、完全な均衡の取れた個々の権利の保有者としてではない、と指摘する。(d)は非常に重要であるとオルストンは述べ、ピータースマンは確かに社会権を人権の一部としていると指摘し、しかし彼が依拠するハイエック、バーネット、パイプスといった学者の考えは社会権とは相容れないとし、彼のシェーマでは、WTOは社会権促進のために期待できず、社会権は敬意は払われるが、彼の提案の本質的な部分にとつてあまり重要ではないのだと結論付ける。そしてオルストンは、人権に関する国際法が—その最も優れた積極的な宣言は世界人権宣言と二つの人権規約に含まれている—一定の特定の権利と、その特定の権利実現のための手段でそれ自体が目的ではない地位の比較的低い他の価値とを前提としているとし、この区別は人権保護よりもイデオロギー目的を実現しようとする政府により曖昧にされてきたと述べ、このことは発展の権利に関する議論で顕著だとし、そこでは、個人の十分な生活水準を確保する権利が、発展の名のもとで他の人権を制限する国家の「権利」および裕福な国から開発援助を受ける国家の「権利」と融合させられてきた、と指摘するのである。⁽²¹⁾ この点は人権保護と人権保護の前提条件の確保との関係を考える上で重要な指摘である。

(iii) 「経済的自由権」を含む人権は拘束力ある国際法の一部であるかについては、ピータースマンが不可譲の人権は国連憲章、世界人権宣言、ウェーヴィーン人権宣言を基礎にして一般国際法の一部であるとするのに対し、オルストンは憲章の個々の法的意味内容は明確ではなく議論のあるところであるし、世界人権宣言は重要ではあるがすべてが慣習国際法というわけではないというのが多数説だし、ウェーヴィーン宣言のような国連の会議の拘束力のない成果には決定的な楽観主義者のみが依拠すると指摘する。しかし、オルストンによれば何が普遍的に認められた人権かは明らかでなく、どの人権が対世的であるかも明らかではない。国際機関はそれとして人権保護義務を持つかという

と、大半の人権推進者は共感するだろうが、法的観点からはなお論争があるところであり、世界銀行、IMFを含む多くの重要な組織の国際法顧問により明確に争われてきたとオルストンは述べる。⁽²²⁾

(iv) EUモデルを基礎とするまたは基礎とするべきで、特に「市民優先の」世界的規模の統合法が存在する、という命題については、まず、ピータースマンがしばしば「世界的規模の統合法」という言葉を使うが、明確に定義されていないとし、彼がEUをモデルにしていることは明らかで、単に人権のみならず、競争法や統合法の法主体として市民を認めるとともに権限を付与しているように思われるとする。そこでオルストンは、(a)本当に「世界的規模の統合法」があるのか、(b)それは望ましいのか、(c)それが望ましいとして、EUやアメリカの経験をモデルにしなければならないか、EUのアプローチは本当に市民主導か、という問題を立てる。そして彼は、世界的規模の統合法のようなものがあるかどうかは明確ではなく、国連とその専門機関は世界的規模の統合を企てているということを強く否定するだろう、と述べる。EUをモデルにするべきという評価はヨーロッパ中心の考え方で、根拠がなく、市民主導という点については国際的なレベルでは市民は通常NGOを通じて活動するが、それはシアトルでM A IやTRIPPSの新しい交渉に反対したとオルストンは指摘する。また、ヨーロッパ統一市場は市民グループを排除する巨大企業により要求されてきたのであり、最近になりEUは市民社会を取り込んだより立憲的なアプローチへの転換の必要性を認識するようになったのであると指摘する。ピータースマンはEUのすべての加盟国による社会権憲章批准の失敗、社会権憲章を加入条件とすることへの失敗などを無視しているとオルストンは批判するのである。⁽²³⁾

(v) WTOは他の国際的な制度取組より実効的に人権を保護しうるかについて、オルストンは次のようにピータースマンを批判する。ピータースマンの主張は国連の中核的人権基準の促進、解釈および実施の主要な責任をWTO

に与えようとするが、この人権を基礎とした（というよりは人権により正当化された）WTOの「立憲化」は非常に問題が多い。WTOを設立する協定は政治的、社会的共同体を組織するという意味での立憲的制度ではなく、その権限も目的も生産と貿易の拡大に絞られており、それは生産者によって支配されており、経済的、社会的、文化的、政治的および大多数の人の他のさまざまな利益は実際には代表されていないとオルストンは指摘する。WTOを人権実施機関と位置づけることにより、「人権」は貿易規範の拘束力とWTOの役割を強化する以外にはほとんど効力がない蜃気楼となってしまい、現存する実効性のあまりない人権の法的制度はそのままにされることになるのであるとオルストンは指摘する。⁽²⁾

(vi) WTOとIMFが人権を促進するようにする国連のグローバル・コンパクトが進めるべき最良の方法であるかについてオルストンは次のように述べる。ピータースマンの最も実践的な提案は、国連はすべての世界規模の機関に、それらが共同で統治権限を行使するに当たって人権、法の支配、民主主義および「良き統治」を尊重することを約束する「グローバル・コンパクト」に乗り出すべきだというものである。コンパクトは牙のないトラであるとか、絵に描いた餅などといったすでに出されている多くの批判に立ち入らなくとも、国連とさまざまな専門機関は政策調整の促進をめざしてすでに延々と議論をしてきており、グローバル・コンパクトという言葉を使つたからといつて、人権に関してより有効なものが加わるとは考えられないことを指摘すれば十分であると述べる。彼の提案のさらに混乱させる性格は、人権促進の焦点を非常に緩やかな議論のレベルに移してしまう点である。すべての機関がすでに人権法によつて「立憲的に」拘束されているという彼の初期の非常に控えめに出された結論にそれを見ることができ、とオルストンは指摘する。⁽³⁾

以上の検討を踏まえてオルストンは次のように結論付けるのである。ピータースマンや類似の議論をする者は、

冷戦の終焉や新自由主義経済理論の隆盛に對して、彼らが「經濟的自由」と呼ぶものに適切な優越性を与えるよう
に國際人権法に要求することにより、答えるとするものである。提案されたものは革命的でラディカルであり、
適用されれば現存する國際人権レジームと現存する憲法秩序の大部分の価値のバランスに大きな影響を与えるであ
る。最も根本的な變化は、人権がその基礎である人間の尊厳から切り離され、おもに經濟政策目標達成のための
手段だとみなされるようになることである。このような根本的な變化が生じるのを座視するのではなく、貿易と人
権の適當な関係についての議論を二つの側面について追及する方が生産的である。一つは、二つの別々の法的組織
をうまく調和させる方法に焦点を当てた議論であり、二つ目はピータースマンの提案についての永続的批判的議論
である。これは、（提案の）基礎にある前提を認識し、異なった立場の主張者に高度な學問的挙証責任を課す體系的
で知的な開かれたものでなければならない。

二 國連人権委員会における人権と貿易に関する報告

(1) 國連人権高等弁務官事務所「人権と貿易」

國連人権高等弁務官事務所は、二〇〇三年九月にカンクンで開かれた第五回WTO閣僚會議に「人権と貿易」と
題する文書⁽²⁾を提出した。このことは、人権機関から貿易問題を扱うWTOに直接アプローチがなされたという意味
で、「WTOと人権」を考えるうえで画期的なことである。この背景には、國連の人権委員会が一九九九年に「グ
ローバル化とすべての人権の完全な享受への影響」を検討することを関連機関、特に國連差別防止・少數者保護小

委員会（同年に「国連人権促進・保護小委員会」に改称）に検討を要請し、検討をしてきたことがある。人権委員会は、小委員会の勧告に基づき Mr. J. Oloka-Onyango よび Ms. Deepika Udagama を特別報告者とすることを、二〇〇〇年四月に承認し、それは経済社会理事会でも承認された。⁽²⁸⁾ 報告者達は三つの事前報告書を提出した後、二〇〇三年六月に最終報告書を提出した。⁽²⁹⁾ また、人権高等弁務官は、貿易と投資、サービス貿易、農業協定、およびTRI PSのそれぞれの人権との関係に関する報告書を提出した。⁽³⁰⁾ カンクンに提出された文書はこれらの報告書がもとになっている。ここでは、まず「人権と貿易」文書を見てみよう。

国連人権高等弁務官事務所はこの文書を国際人権制度に詳しくない政策立案者に人権と貿易との関連を示すものとして提出すると述べる。文書は、人権問題は法的問題であり、すべてのWTO加盟国が国際人権法の義務を認めているとし、たとえば一ヵ国を除いてすべてのWTO加盟国が少なくとも一つの人権文書を批准しており、一二三の加盟国が経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を批准していると指摘する。さらに、慣習国際法として認められた人権法の分野は普遍的な適用があり、貿易規則はそれらの規則や条約上の基準と整合的に解釈されなければならないと述べる。また、人権尊重の促進はそれ自体目的であるのみならず、経済成長と繁栄を現実のものとすることを助けると述べる。人権法は貿易の自由化と保護主義に関して中立的であるが、貿易に対する人権アプローチは、貿易が人権享受にどのように影響するかについて経過と結果に注目し、貿易改革の諸目的に人権の伸張と保護を置くと述べ、人権と貿易に関して次のように述べる。差別の禁止原則の尊重は個人や集団に対する差別からの保護を意味するだけでなく、一定の個人や集団を貿易の場面から排除しないことを意味すると述べ、そのほかに、貿易規則や貿易政策の発展への参加、貿易規則や貿易政策の人権享受への影響評価、貿易の漸進的自由化が人権の漸進的実現をもたらすように人権影響評価を使用すること、貿易自由化過程における説明義務の推進、企業の

社会的責任の確保と促進は貿易と投資の自由化の主要な側面である」と、貧しい国が貿易改革過程に順応でき、利益を得られるように国際協力と支援を促進することが人権アプローチに含まれるとする。この文書は統いてTRIPS、農業交渉、サービス交渉、投資問題などについて具体的に検討するが、文書自身が認めるように、WTOの政策立案者への啓蒙のための文書であり、分析的ではない。しかし、国連の人権機関がWTOに対して、その交渉（政策立案）において人権を考慮するよう主張し、文書を提出したことは注目される。次に「」の背景にある、Mr. J. Oloka-Onyango and Ms. Deepika Udagamaによる最終報告書を見てみよう。

(2) Mr. J. Oloka-Onyango and Ms. Deepika Udagamaによる最終報告書

この最終報告書はまず、「110001年九月一日以降のグローバル化——人権に何をもたらしたか？」という章で、九・一一以降の米国政府の一国主義を分析し、武器を安易に使用し、国連のような多数国間組織を目的達成に有用な限りで戦略的、機能的に捉え、必要ななら放棄をもするというものであり、これは技術的優位と結びついた米国の経済的利益によるもので、目的により手段が正当化されると指摘する。これがグローバル化の過程とどのように関係するかについては、この原理主義は、市場の自由化と経済改革でも役割を果たしており、経済の失敗は市場の失敗や規制緩和、自由化政策の失敗ではなく、市場の法や関連する調整や構造改革政策の適用の失敗の結果である、と捉える。これによれば、市場の人類への害悪は単なる「二次的な損害」またはより婉曲的にはグローバルな発展の過程の副次的なものとして扱われると指摘する。^②

次にこの報告は、「人権、貿易自由化および現代の国際的発展の産みの苦しみ」という章でドーハからカンクンへ

という節を起こしてWTOの問題を扱う。ここではまず、ドーア以前のシアトルに至る過程で緊張の高まりが多く問題を提示したとし、労働基準、農業問題（特に補助金問題）、途上国に対する特別かつ異なった待遇（SDT）の問題を挙げる。ドーア宣言については、それが経済成長、発展、雇用のために貿易が重要であることを再度主張していると指摘する。また、宣言は、多国籍制度から得られた拡大した機会と福祉がすべての人民に恩恵を与えることの必要性を認めていたと述べる。また、前述の農業問題（特に補助金問題）、途上国に対するSDT問題やTRIPS問題で進歩があつたにもかかわらず限界があるとし、（生存権や健康権といった）人権問題を扱っているのに宣言は人権の用語を使っていないことや、（特にTRIPSについて）拘束力がはつきりしていないことを問題だとする。次に新しい問題として投資問題に注目する。投資保護の高度なレジームは人類の健全な成長や保護ながらびに人類の持続的発展を犠牲にして追及されなければならないとし、WTOは、貿易の自由化に焦点を置きながら、新しい問題を交渉に含めようとする先進国の圧力と人権のためにさらに断固とした行動を追及する活動家との間に存在することがわかると述べる。報告書はWTOによる人権へのより包括的なアプローチに対する抵抗は途上国からもあることを指摘する。WTOがグローバルな発展の促進に不可欠な役割を果たすためには、このような対抗する利益をいかに調和させるかという重要な問題が残されていると指摘する³³のである。

次に報告書は紛争解決手続に関する議論に注目し、WTOの紛争解決手続にWTO規則と人権規定との間の紛争が持ち込まれたら、紛争解決手続は人権法を考慮しなければならないという指摘に注目する。しかし報告書は、WTOが人権法に関してさらに関与できるという議論には批判的検討が必要であるとし、次のように述べる。人権考慮といふものが交渉のみならず紛争解決においても存在しうることは確かだが、そのことは必ずしも制度的かつ意図的にされてはいないとして、ホルモン剤ケースやアスベクトケースを例に挙げる。この点でドーア宣言は例

外であるとし、それは国家以外のアクター（NGO）によるのであり、それらは交渉や紛争処理の枠組に参加することは保障されていないので、貿易関連規則が優先的取扱いを受けないという保証は今のところ存在しないと指摘し、（WTOは人権問題に対する）アドホックで偶然的なアプローチから脱却する必要があると述べる。そして、人権がWTOにおいてより広い注目を集めるためには二つの一貫した戦略が必要だとする。一つは、貿易法を優先しようととする（ピータースマンのような）最近の理論付けと戦いながら、WTOにより実施される国際貿易法の協議と国際人権法とがより相互補完的となるようにWTOと協調していく必要がある。二つ目に、人権問題をどこまで考慮するかの決定について鍵を握るWTO加盟国と連携することが重要である、と報告書は指摘するのである。⁶⁴⁾

報告書は最後に、グローバル化の過程における主要なアクターを規律する中核的で普遍的な人権の原則と規則の枠組を発展させることを提案する。⁶⁵⁾提案は、その中核的な人権の原則が政策の形成、実施およびその影響評価に適用されるべきであるとし、その内容は次のとおりであるとする。人権は人類の固有の権利である。人権は普遍的価値を持ち、相互依存的で、相互に関連しており、不可分である。各人はすべての人権を無差別の原則のもとで享受する権利を有する。市民的及び政治的権利に関する国際規約第四条が特定するように、一定の人権は逸脱することができない。ある状況のもとでの一定の人権侵害は普遍的管轄権が行使しうる人道に対する罪となる。次に提案は、人権の規範的枠組について述べる。ここで掲げる人権枠組は、国際条約に含まれ、慣習国際法の原則や强行規範として認められている国際人権規範を基礎としており、グローバル化の過程が持続的な人類の発展を目的としているのであれば、国際的人権規範の集大成とグローバル化の過程との関連をこの枠組は認識すると述べる。人類の発展過程は一九八六年の発展の権利に関する宣言の第一条が認めるように、人権の集大成を含むものであり、自由化された貿易制度の規範も、金融市場の規制緩和の要請も、進歩した投資制度も人権の尊重に優先することはでき

ないのであり、現代では国際法は人権に優先的考慮を払うべきだという立場をとっている、と報告書は主張する。

これに続いて報告書は個々の人権規範をあげ、次のように簡単な解説をする。

A 「公平と無差別」 国際貿易規則では無差別原則を内国民待遇という形で認めるが、現存の貿易規則はさまでまな異なった影響を与えるのであり、多くの場合は富めるものと貧しいものの格差を拡大する。したがって、異なつた状況にあるものに異なつた影響を与える政策が必要であり、一見中立的に見える政策の影響を考慮することが必須である。つまり、被害を受けたグループへの積極的活動政策を含む救済活動が優先されるべきである。B 「参加権」 すべての人および集団が配分過程および経済政策決定過程に参加する権利を尊重し、保障することは民主的統治のための必須の要素である。C 「経済的および社会的権利」 これは十分な生活水準を確保する権利と正当で有利な労働条件を形成する権利または労働権とに分けられる。前者には十分な食料、衣類、住居に対する権利、および肉体的、精神的な健康の最高水準および教育に対する権利が含まれる。労働権については公正な賃金、雇用における無差別、同一労働同一賃金、安全で健康な労働条件等を挙げることができ、労働分野の規制緩和と非公的分野の拡大はグローバル化の直接的な結果であり、労働条件に非常に否定的な結果をもたらしている。このような措置から影響を受ける人に必要な安全を提供するように踏み出すことが重要である。D 「生存、自由および個人的安全に対する権利」 自由貿易制度の実施はしばしば人の肉体的高潔さや自由を蹂躪する。このような状況はグローバル化の過程に対する反対に対処する場合、自由貿易規則を地域で実施する場合、投資制度の保護水準の引き上げを追及する場合に国家が過度の力を行使する時に生じてきたり生じうる。生存権の侵害禁止および死刑からの自由は強行規範の原則を構成していることを銘記する必要がある。E 「グループの権利と文化の権利」 自由貿易制度の否定的影響は婦人、子供、少數者、先住民グループ、老人および障害者という少數者に現れる。労働分野で

の規制緩和や社会的セーフティーネットへの政府支出の削減が少なからぬ影響を与えていた。このグループの権利の共通の特徴は、このグループに属する個人に対する差別的その他の有害な実行を廃止し、完全な人権の享受を保証する目的にある。また、グループの権利にはグループのアイデンティティーにとって中心のものがあることを考慮する必要があり、国のみならず多数国間金融組織もその政策形成や実施においてこれらの権利を尊重することが重要である。いうまでもなく集団の権利としての発展の権利がグローバル化過程と人権の関係に関する議論の中心である。同様に、天然資源に対する人民の自決権も基本的に重要な権利であり、この権利を尊重する義務が国際社会と国際機関に公平に存在する。F「環境と人権」十分な環境に対する権利に関する具体的な国際規範は認められていないが、すでに認められた人権の基準に関連してますますはつきりと表現されている。マラケッシュ協定の前文が「持続可能な開発」に言及しているように、「持続可能な開発」原則はグローバル化の過程ですべての行為者が適当な認識と注意を払わなければならぬ程度の有用力を持つたといえる。

以上のような分析は、同じ報告者たちによるProgress reportにさらに詳しく分析されているし、すでに述べたように国連人権高等弁務官も個別の問題ごとに詳しい報告書を提出している。これらを検討することは別稿の課題である。

二 WTOと人権に関する諸問題

ここでは、以上の論争と報告書を手がかりにして、「WTOと人権」の問題を考えるために検討すべき諸問題を提示することにする。

(1) 「貿易レジーム」と「人権レジーム」

ここでピータースマンを取り上げた一つの理由は、WTO研究者の側から人権の言葉を用いて議論をしようとしていることが注目されたからである。このことはWTO研究者と人権研究者が共通の土台で議論することを可能にすると考えられる。もつとも、最近ではこのテーマは流行のテーマとして多くの注目を集めようになり、また、ピータースマンのような人権論ではかえって人権保護にとつてはマイナスになるというのが、ハウズおよびオルストンの評価であった。このことからわれわれは、「貿易レジーム」と「人権レジーム」は相互調整が必要であるか、必要であるとすればどのように調整をすれば良いかを考えなければならない。WTOが成立し紛争処理手続が整備されると人権や環境の分野における履行確保手続などと対比されながら、国際法の断片化現象が指摘され、重大な問題とされるようになる。しかし、この断片化は新しい現象であろうか。たとえば国家責任についてかつては「外国人の取扱い」のみがその対象とされていたことからもわかるように、国際法上の権利義務の拘束力（効力）または実現方法は画一的ではなく、分野によつて異なつていたと考えられる。グローバル化による国際法の発展がむしろ「断片化」を明確にしたともいえるのである。つまり、一方では国家責任条文草案に見られるように国際法を分野を超えて一体のものとして捉えようとする傾向が強まつたことがある（これはグローバル・ガバナンス論にも通じるのであるが）。このことにより、従来から存在した、分野による相違が「断片化」として意識されるようになつた。他方で、WTOなどの紛争処理手続の整備があると考えられる。これにより、「断片化」現象が明確になるとともに、拡大すると意識されたのである。

ところで、一般的に言ってグローバル化の時代に「断片化」を防いで、統一的秩序を形作ることは望ましいと考

えられる。この点では上述三者の見解は一致している。問題はいかなる人権体系を前提とするのかである。しかし、それを考へる前に、従来の秩序がなぜ「断片的」構造をしていたかについての分析が必要である。国連高等弁務官事務所の報告が述べているように人権の国際的保護と貿易の自由化にかかる国家の多くが共通であるにもかかわらず、異なるというよりは矛盾する現実をもたらす複数のレジームを形成してきたとする不思議である。これには、規範形成にかかる国家機関が異なるとか、圧力団体が異なるなどを指摘することができると思われるが、それらが並存しうる背景には、規範の効力の違いがあるようと思われる。オルストンが指摘するように、国際人権条約は国家と個人との関係を中心に規定し、WTOは今のところ国家と国家との関係を規定している。しかし、この区別は絶対的ではなく、人権諸条約も国家間関係の問題として人権を扱うことを見定してきだし、経済関係でもヨーロッパ司法裁判所は（ヨーロッパ人権裁判所が個人の当事者資格を認める以前から）国家と個人の関係を扱っているし、OECDの投資協定草案も同様のことを予定していたのである。それより注目するべきはそれぞれの分野において条約が国家を拘束することへの国家の意思の問題）である。一般的に、人権条約は直接適用が認められるものが少なくないにもかかわらず、条約実施の裁量をより広く国家に認める傾向が強く、また、自由権規約では国家の通報制度が利用されていないことが象徴的に示すように、国家相互による監視・点検機能は十分には働いていない。この点は、WTOの紛争処理手続とは対照的である。この相違の原因として、国家間利害の反映の仕方の違いや権利・義務の性質の違いをあげができる。このような状況で、人権レジームに閉じこもり貿易レジームによる人権概念の「歪曲」を批判し、防ごうとする作戦は結果的には貿易自由化を優先させる道を開くことになりかねない。少なくともオルストンが言うように両レジームの調和を図ることは必要である。この点から、国連人権高等弁務官事務所によるWTO閣僚会議への文書提出は注目される

し、上記論争も奨励されるべきものである。

ピータースマンの人権概念を批判することは簡単であり、オルストンがすでにしているところである。しかし、国際法によって保護される人権の概念は不变ではなく、世界人権宣言と国際人権規約とでは、財産権、自決権などについて明確な違いがあり、さらに発展の権利は国際人権規約批判を前提としていた。そして、社会主義崩壊後の市場経済の水平的、垂直的拡大のもとでは、社会開発に関するコペンハーゲン宣言に見られるように、市場経済化は積極的に評価され、それによる貧困、失業は一時的なものとして捉えられる傾向がある。市場の失敗の結果を独占の登場として捉え、独占排除の必要性を説くピータースマンの議論は別として、人権はせいぜい市場経済のセーフティーネットとして位置づけられることになりかねない。この点ではもう一度、貿易の自由化と人権の関係の問題と発展の権利の意義とを検討する必要があるようと思われる。この点では、国連人権委員会が発展の権利に関する作業グループ（Open-Ended Working Group on the Right to Development）を設置し、常設のフォーラムアップ制度や人権とWTOグループとの合同委員会の設置を含めた問題の検討を行っているのが注目される。³⁵⁾

(2) WTOにおける人権

WTO協定において人権問題はどのように位置づけられているのであらうか。この点で忘れてはならないのは、GATT/WTOの前文である。GATTの前文はすでに「貿易および経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得および有効需要を確保」する方向に向けられるべきであるとし、貿易の自由化と差別待遇の廃止が、「これらの目的に寄与することを希望して」協定するとしてい

る。さらにWTOになつて、環境の保護と持続可能な開発がその目的に加えられたのである。したがつて、GATT／WTOの目的は、生活水準の向上、完全雇用の実現、実質所得の向上、さらには環境の保護など、人権保護の促進のための基礎的条件の実現が目的であり、貿易の自由化と無差別待遇の実現はそれらの手段と位置づけられているのである。たしかにそこには人権の用語は使用されてはいないが、その目的と手段との関係は明瞭であるはずであつた。したがつて、オルストンが言うところの保護されるべき特定の権利（人権）とそれを実現するための手段との関係はWTOにおいては明確なはずであり、それはピータースマンの自由、無差別、財産権などを人権の中核として捉える考え方とは異なるものであるといわざるを得ない。しかし、GATT／WTOの具体的運用において、自由で平等な貿易秩序の実現が目的と意識されてきたことは否定できない。人権に関する諸問題が貿易の自由化に対峙して提起されるようになつた現在、この目的と手段の関係は再認識されるべきであろう。また、すでに述べたことであるが、成立しなかつた国際貿易機構憲章には、雇用問題など「社会政策」的問題についての規定が存在したことにも注目するべきであろう。⁽⁴⁾ しかしここでも、人権を単なる市場経済のセーフティーネットに堕しないために上記目的と手段の関係を再認識する必要がある。

(3) 発展の権利の展開

上記発展の権利に関する作業グループでは、グローバル化の過程と関連する市場の力、貿易および投資の自由化は新しい機会を提供するが、それ自体は発展の権利の実現に導くものではないという点で合意している。⁽⁴⁾ かつて、松井芳郎教授は「経済的自決権の現状と課題」—『発展の権利に関する宣言』を手がかりにして—を著し、発展の

権利概念の意義と限界を明らかにしておられる。」の観点から、作業グループにおけるWTOと発展の権利との関連についての具体的な分析を検討し、提案されてくる常設のフォーラムアップ制度をとりわけWTOの貿易政策検討制度と比較・検討し、関連づける」とが貿易レジームと人権レジームを架橋するのに重要であると思われるが、別稿の課題である。

注

- (1) 佐分晴夫「WTOの現状と課題—新貿易交渉を手がかりとして—」『日本国際経済法学会年報』11号（1999年）。
- (2) 小寺彰『転換期のWTO—非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社 1999年。
- (3) これらについては膨大な文献があり、ここでそれらを整理する余裕がない。とりあえず、西元宏治・奥脇直也「国際関係の法制度化現象とWTOにおける立憲化議論の射程」『ジャーナル』115号（1999年10月15日号）参照。
- (4) Ernst-Petersmann, Time for a United Nations 'Global Compact' for Integrating Human Rights into the Law of Worldwide Organizations: *Lessons from European Integration*, *European Journal of International Law*, Vol. 13, No. 3(2002).
- (5) 後に見るよべし彼は specialized agencies として個別の WTO の委員会などを用意するが、ソリドな「専門機関」と認す。
- (6) Ernst-Petersmann, op. cit., pp. 622-625.
- (7) Id., pp. 626-632.
- (8) Id., pp. 626-636.
- (9) Id., pp. 636-638.
- (10) (9) Id., pp. 639-640. 彼は別の立場で、自由と財産権を無視する国連の人権規約は反市場主義的偏見を反映しており、この偏見

は、いの規約が世界規模の経済組織の法の基準となりたり、権利に基盤を置いた市場経済および、たゞればWTOの紛争処理実行の法的判断の基準として機能しつるのを妨げてゐる」と指摘してゐる。

- (11) *Id.*, pp. 641-642.
- (12) *Id.*, pp. 645-647.
- (13) *Id.*, pp. 648-650.
- (14) Robert Howse, *Human Rights in the WTO: Whose Rights, What Humanity? Comment on Petersmann*, *EJIL*, Vol. 13, No. 3(2002).
- (15) *Id.*, pp. 651-653.
- (16) *Id.*, pp. 654-659.
- (17) Philip Alston, "Resisting the Merger and Acquisition of Human Rights by Trade Law: A Reply to Petersmann", *EJIL*, Vol. 13, No. 4 (2002).
- (18) *Id.*, pp. 817-818.
- (19) *Id.*, pp. 818-820.
- (20) *Id.*, pp. 821-823.
- (21) *Id.*, pp. 823-828.
- (22) *Id.*, pp. 828-830.
- (23) *Id.*, pp. 830-833.
- (24) *Id.*, pp. 833-837.
- (25) *Id.*, p. 837.
- (26) *Id.*, pp. 841-844.
- (27) Office of the High Commissioner for Human Rights, *Human Rights and Trade*, (5th WTO Ministerial Conference Cancun, Mexico 10-14

September 2003).

(33) Commission on Human Rights, Globalization and its impact on the full enjoyment of all human rights, (E/CN.4/1999/59) (28 April 1999).

(34) E/CN.4/2000/102, E/CN.4/Sub.2/2000/105, E/2000/282.

(35) Working paper(E/CN.4/Sub.2/1999/11)(17 June 1999), Preliminary report (E/CN.4/Sub.2/2000/13), Progress report(E/CN.4/Sub.2/2001/10)(2 August 2001), Final report (E/CN.4/Sub.2/2003)(25 June 2003).

(36) Reports of the High Commissioner for Human Rights, Human rights, trade and investment(E/CN.4/Sub.2/2003/9) (2 July 2003); Liberalization of trade in services and human rights (E/CN.4/Sub.2/2002/9)(25 June 2002); Globalization and its impact on the full enjoyment of human rights (E/CN.4/Sub.2/2002/54) (15 January 2002); The Impact of the TRIPS Agreement on the Enjoyment of all Human Rights (E/CN.4/Sub.2/2001/13) (27 June 2001).

(37) Op. cit. (E/CN.4/Sub.2/2003) (25 June 2003), paras. 7-12.

(38) Id. cit. (E/CN.4/Sub.2/2003) (25 June 2003), paras. 7-12.

(39) Id., paras. 15-20.

(40) Id., paras. 22-26.

(41) Annex, Towards a Restatement of the Human Rights Obligations of the Principal Actors in the Globalization Process: A Proposal.

(42) See, RIGHT TO DEVELOPMENT, Report of the Open-ended working group on the right to development on its fourth session (E/CN.4/2003/26) (24 March 2003), THE RIGHT TO DEVELOPMENT, Report of the High Commissioner for Human rights (E/CN.4/2004/22) (8 January 2004).

(43) 市原「論壇論文」1-20—1-21回。

(44) Id., E/CN.4/2003/26, p. 19.